

阿賀野市条例第 3 1 号

阿賀野市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例

阿賀野市立小・中学校設置条例（平成 1 6 年阿賀野市条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 阿賀野市立分田小学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の阿賀野市立小・中学校設置条例の規定に基づく小学校の廃止に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。